

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）に対する意見

氏名（法人名） 伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

住所（所在地） 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル 5F

◆ 意見

- ① 第1章（都市計画道路を取り巻く現状）と第2章（基本的な考え方）との間で整合性がとられていない。

都市計画道路を取り巻く現状では、道路投資額について今後の社会経済情勢から都市計画道路への大幅な投資額の伸びは見込めない状況であると指摘していること、人口の推移についても、2025年の1,417万人をピークに緩やかに減少していくものと見込まれること、2050年には高齢化率は3割を超える見込みであることなど、現状を的確に捉えていると思われる。

他方、基本的な考え方では優先整備路線として選定しなかった約2割の都市計画道路については、事業着手までに期間を要することとなり、都市計画法による建築制限が更に長期化することが想定されるとしながら、長期的視点で都市計画決定していることを前提とし、未着手の都市計画道路の「検証」を行うことに止まり、ゼロベースからの見直しというスタンスには立っていない。

- ② この結果、「検証結果」にもとづく変更予定路線は、検討対象である概成道路（約235km）、現道無道路（約300km）、合計約535kmのうち、わずかに12.4kmにとどまっている。それも概成道路の計画変更（現道合わせ）が11路線9,139mあり、また事業実施済区間（現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間）が4路線2,210mあり、あわせて14路線11,340mになる。つまり全体変更路線（延長）の約9割を占めていることになる。

すなわち、純粋な未着手路線（現道無道路）について廃止する路線は支線2路線280m、既存道路による代替可能性1路線800m、あわせて1,080mに過ぎないのである。

- ③ また、「検証結果」にもとづき「計画の存続」を選択した路線については、その具体的な理由が示されていない。はたしてこれが、「都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」といえるのかどうか、大いに疑問である。

◆ 提案

- ① 検討対象の路線は、すべてゼロベースから見直すこと

たとえば、計画重複等に関する検証のうち都市計画公園等との重複については、結果として路線そのものの見直しはなく、将来の都市計画道路の事業実施に向けた方向性を示

すものであり、都市計画公園の変更を求めるものとなっている。また地域的な道路に関する検証は「既存道路による代替可能性」の検討しか選択肢がなく、都市計画道路の路線廃止の検討を行う選択肢は示されていない。

すなわち、今回の「都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」は、基本的には都市計画路線を都市計画事業として引き続き残す前提に立っているのは明らかである。

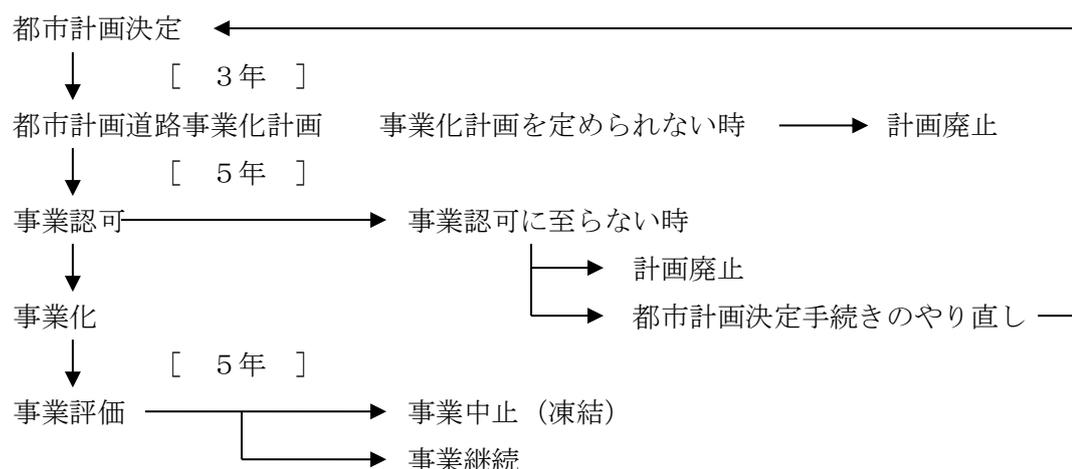
今後の都市計画事業は「廃止」を含む大胆な見直しが必要である。そうでなければ、今後の社会経済情勢から取り残されることは必然である。意見でも述べたように、ゼロベースからの見直しを提案する。

- ② 都市計画に「サンセット」方式を導入し、市民参加による都市計画決定手続きの改革をすすめること

この点は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」に対する意見と提案においても提起したことであるが、あらためて提案する。

サンセット方式は、たとえば以下のような方式である（一例である）。

都市計画道路（サンセット方式の例）



さらに、市民参加をより一層すすめた都市計画決定手続きの改革を、以下簡潔に提案したいと考える。

- ① 都市計画審議会改革—公募などによって市民委員が参加できるようにする。現在でも公募による市民を委員にしている自治体もある。政令を廃止し、委員の選出は条例に委任する。
- ② 素案、案、最終案などの各段階における説明会等の開催とパブリックコメント—計画決定のプロセスは、素案、案、最終案などの多段階とし、各段階における説明会等の開催を法制化する。また各段階にパブリックコメントの実施を義務づける。
- ③ 公聴会、縦覧等の改革—公聴会や縦覧などの開催のあり方、期間等について、条例に委任する。また、公聴会、縦覧、パブリックコメント等が出された意見については、希

望者については都市計画審議会において意見を述べるができることとし、意見の取り扱いについて公表する。

- ④ 事業説明会の法制化―事業認可を行う前に開催される事業説明会を法制化する。事業説明会の開催手続きや説明会の運営などについては条例に委任する。
- ⑤ 都市計画「廃止」提案制度の明確化―現在でも「廃止」提案はできると考えられるが、これを明文化する。手続き等は条例に委任する。
- ⑥ 常設型住民投票制度の条例化―道路計画の都市計画決定や事業認可について、住民投票を行うことができるよう、常設型住民投票制度を条例化する。

以上